

令和3年度決算審査特別委員会（第9回）

令和4年9月20日（火曜日）午前10時00分開会

○付託案件

- 認定第1号 令和3年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号 令和3年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号 令和3年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号 令和3年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号 令和3年度七飯町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号 令和3年度七飯町水道事業会計決算認定について
認定第7号 令和3年度七飯町下水道事業会計決算認定について
1. 報告書のまとめについて
 2. その他

○出席委員（16名）

委員長	平松俊一	副委員長	若山雅行
委員	横田有一	委員	池田誠悦
委員	田村敏郎	委員	稲垣明美
委員	畑中静一	委員	長谷川生人
委員	上野武彦	委員	坂本繁
委員	澤出明宏	委員	中島勝也
委員	川村主税	委員	江口勝幸
委員	川上弘一	委員	青山金助

○欠席委員（0名）

○議長出席の有無 無

○出席説明員（0名）

○本会議の書記

事務局 長 広部美幸 書記 山本翔大
書 記 三浦蒼生

午前10時00分 開会

○平松委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまより、令和3年度決算審査特別委員会第9回目を開催いたします。

(「委員長、議事進行」と呼ぶ者あり)

池田委員。

○池田委員 先日の決算の採決のときに、若山副委員長の反対討論の中で、今回の決算審査に関係のないような内容があったと思うので、議事録の精査をお願いしたいのですけれども、取り計らいをお願いいたします。(「賛成」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 議事録の精査ですね。賛成の意見がありましたので、議事録の精査をいたします。

暫時休憩をいたします。

午前10時01分 休憩

午前10時27分 再開

○平松委員長 休憩前に引き続いて、再開をいたします。

9回目の特別審査を開いたところ、池田委員から報告書のことにする若山副委員長の発言の見直しを求められることがありましたので、お手元に文字起こしをした資料が行っております。

池田委員、すみません、この中のどこが該当する箇所なのかの説明をお願いします。

池田委員。

○池田委員 やはり口頭で聞いただけだったので、大中山小学校の件に関して、少し文言が長かったかなと思って今見ていたところです。

必要以上に支出されていたことが判明したということなのですが、令和3年だけではなく、過去もやっぱり出ていたと思うのですが、今回だけなのかなと思ひまして、それで今回の議事録精査について、してもらいました。

ほかの委員たちが見ても何ともなければ、私はいいですけれども。

○平松委員長 副委員長。

○若山副委員長 すみません、どこが問題発言だったのかということをもう少し詳しく説明してもらわないと、ちょっと納得できないのですけれども。

これで池田委員は問題ないというふうに認識したということですか。聞いたときと、文字起こしの内容とちょっと捉え方が違ってたと、そういうことでございますか。

○平松委員長 池田委員。

○池田委員 そういうことです。

○平松委員長 そうすると、削除とかそういうことは必要ないという判断でよろしいのですか。

横田委員。

○横田委員 今の若山委員のをやったのですけれども、上から4行目のところ「大中山小学校の体育館の暖房費についてです。今回やっと調査が行われましたが、令和3年度は過大に支出されていることが判明しました」と書いているのですよ。反対に、若山委員が過大にというふうに評価したところを聞いて、それが納得いくのであれば、僕は問題ないと思うのですけれども、過大にというところがどういう意味なのかというところを僕は聞きたいと思うのですよ。

以上です。

○平松委員長 若山副委員長。

○若山副委員長 この点については、学校総務課が冬の間調査した結果、温度の設定だとか、トイレの暖房だとか、いろいろなことをしていた結果、当初想定と違う電気暖房の支出があったということ報告されましたので、それに対して金額は特に書いていませんけれども、それがなければもう少し少なくてよかったと。そういう事実が判明したということで、過大にというか多く、本来かからなくてもいい電気代を払っていたという結果だったので、それに対して賛成するわけにはいきませんねという意見を言わせてもらいました。過大だという言葉がちょっと問題であるのであれば、多くでも構いません。

○平松委員長 横田委員。

○横田委員 そうすると、追加資料の学校総務課のところから出た17ページに、大中山小学校の電力量、電気料の一覧というのが出ているのですけれども、今、体育館のみですよという話だったならば、令和2年に比べて令和3年というのは減っていますよね。大した額ではないし、金額でいくのが妥当なのか、本当は使用料でいって、例えば

今は反対に円安になっているから使用料のほうがかきちっと分かると思うのですよね。正しい数字というのはやはり使用料でないかと思うのですけれども。ここのところの使用料が、令和2年と令和3年は同じ単価だったのですかということもあるので、反対にこれでいくなれば、減っていているという部分もあるので、僕はここを見るならば、少なくとも過大にということはないのではないかなというふうに思っています。

以上です。

○平松委員長 ほかの委員、この発言、文字起こしの内容について、御意見ありますか。

提案者の池田委員は、別段、削除を求めないという発言でした。

川村委員。

○川村委員 私も、今の横田委員と同じように、実際、年々基本料金とか電気料金の金額自体も上がっているというのもあると思うのですよね。だから、それがイコール過大というふうにつながっているのであればちょっと表現的に好ましくないなと思うのですけれども、今言ったように、実際に使っている使用料で比較して、こうだというような部分であれば、委員としても理解できるのではないかと思います。

○平松委員長 結果的には、削除を求めるということですか。

○川村委員 そうですね。

○平松委員長 そうすると、過大にという表現をどういうふうに直せというのが川村委員の考えですか。（「暫時休憩ください」と呼ぶ者あり）

○平松委員長 暫時休憩いたします。

午前10時33分 休憩

午前10時40分 再開

○平松委員長 休憩前に引き続き、再開をいたします。

川村委員の発言を求めます。

○川村委員 お時間いただきありがとうございます。上から6行目ですね、「が、令和3年は過大に支出されたことが判明しました。」までを削除したほうがいいと思います。

以上です。

○平松委員長 川村委員の発言に対して、それから、ほかの考え、意見、ありますでしょうか。

上野委員。

○上野委員 過大にという言葉が今問題になっておりますけれども、どれくらいが過大かというのは非常に抽象的な言葉で、人によって、これが過大だ、これが過大でないというのはあると思いますので、ここは、例えば当初予定されていた金額の何倍とかになったという、そういう数字で表現したほうがどちらにとっても問題ない数字になっていくのではないかというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

○平松委員長 上野委員、先ほども申し上げましたけれども、削除についてはこの委員会で話をしますが、もう既に話されたことの内容を書きかえるということではできませんので、不相当だと思われるところの削除があれば申し述べてください。

上野委員。

○上野委員 削除した場合に、文章の本来の中心的な表現がなくなってしまうのですよ。ですから、削除した場合にどういう文章を入れるかということは今私は言っていました。

以上です。

○平松委員長 ほかの委員のお考えは。

先ほど池田委員と横田委員の発言には、令和2年度と比べてという発言がありましたが、この文章を読む限り、令和3年度はということだけですので、あくまでもここの表現がおかしければ削除、何かと比べてとか数字とか全く出ておりませんので、問題なければこのとおりにしますが、ほかの委員の御意見を求めます。

早い話が、どこを削除するのかということをも具体的に決めていただきたい。もしくはこのまま通すのか、この2点になるかと思います。

横田委員。

○横田委員 委員長、それはおかしいと思うのですよね。令和3年度は過大に支出されているというのは、何か比べないと、それは過大だとか過小だとかという言葉が出てこないのではないかと思いますよね。令和3年度は2年度に比べてとかというのであれば、過大だとか過大でないとかと分かるけれども、3年度が過大ですと、ますます

分からなくなってしまうですよ、そんなことを言ったら。

以上です。

○平松委員長 一応委員長として、私は、今までの進行は、学校総務課長の答弁というのは、設計時と比較して1.25倍とか、何かそういう説明を我々にしていましたので、令和2年度だとかそういう話というのはなかったと思います。ですから、私は単に過大という表現が不適當なのかというふうに考えますが、皆さんはいかがでしょう。

多いということだけの話だったと。比べるものは、設計時と比べて多かったという説明をしていましたので、間違いではないと思います。表現の仕方に問題があるということなのですから、直すことはできませんので、削除だけです。

池田委員。

○池田委員 私は、議事進行を上げた内容としては、「令和3年度の過大な支出されたことが判明した」という。だから、自分の聞いている耳の中で何かと比較していたのかなと思って、それで議事録を精査してくださいということをお願いして、今回こういう時間を取らせてもらっているのですけれども、今また追加資料をもらったものを読み起こしているのですけれども、別段、設計時の云々とかという話ではなくて、単なる令和3年度の予算で前年度よりも比較してどうなのかという、別段高くもなく、同僚の川村委員が言った、過大だとかという部分というのは削除したほうがいいのではないかなと思っています。

今、委員長が言った設計が何倍だとかどうのこのというのは、審議中には出ていなかったような気がするのですけれども、それは出ましたか。それは暫時休憩のときに出了たのではないですか。

それで、この文章で過大ということは、膨大に令和3年度は伸びているよと。だけれども、令和2年でも何でも電気料は低いのですよね。そういう部分で、令和3年だけが伸びたというような表現はちょっとまずいのではないかなと思って、川村委員の意見と同調するつもりです。

○平松委員長 委員長ばかり意見述べてあれかも

しれませんけれども、1.25倍という数字が間違いなく記憶に残っていますので、教育委員会側から出た数字です。そのときには、設計時と比べてという説明を間違いなくしていましたからね。ですから、それと比べて過大という表現が適當か不適當かという判断になろうかなと思うのですが。

ほかの委員のお考えを求めます。発言ないですか。

あまり時間も取りたくないの、決を採ってよろしいですか。削除するしないの決しかないと思うのですけれども。ただ、ここを削除するということが具体的に決まらないと、ちょっとどうなのかなという気はするのですけれども。

御意見はないですか。

上野委員。

○上野委員 文章は削除という提案でしたけれども、過大にということが問題になっているわけですよ。ですから、この文章を1行なくするのではなくて、この過大にというのは1.25倍であれば、ちょっと過大とは言い切れないなとも思います。そういう点で、設計時に比べて予想外に多いという表現にするか、ちょっとその辺微妙な問題になってきましたので、私もちょっと困っていますけれども、いずれにしても、設計時に比べて多かったという表現にすればいいかなと。

○平松委員長 表現は変えられません。（発言する者あり）

暫時休憩します。

午前10時48分 休憩

午前11時10分 再開

○平松委員長 休憩前に引き続きまして、再開をいたします。

池田委員からの議事進行をテーマにします。

池田委員、どの点がどういうふうになればいいのかという発言をお願いしたいと思います。

○池田委員 それでは、「認定ではない点」から、ずっと下がりまして、「認定すべきではないと考えます」まで削除してもらいたいと思います。認定すべきではないというところまで削除してもらえればいいのかと思います。

○平松委員長 そのほかにもという文が頭に入る

とちょっとおかしいので……。

○池田委員 そこまで。

○平松委員長 「そのほかにも」まで削除という提案ということで……。

○池田委員 「令和3年度決算書は」から始まれば、どうでしょうか。

○平松委員長 それでは皆さんにお諮りします。

ただいまの議事進行は、「認定すべきではない」という点から、「そのほかにも」と、6行の文章を削除してはいかがという議事進行でした。

これについて、皆さん方、挙手にて採決をしたと思います。

削除すべきという方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○平松委員長 10人。

反対の方は。削除すべきではないという方は。

(反対者挙手)

○平松委員長 5人。

ということで、多数で、削除すべきということに決めたいと思います。

それで、一応委員会は削除してくださいという結論が出ましたが、若山委員はこの点についてどうなさいますか。

若山副委員長。

○若山副委員長 休憩時間に話したとおり、発言全てを取り下げたいと思いますので、よろしくお取り計らいをお願いします。

○平松委員長 すみません、発言全てというのは、今のところだけでいいのですか、提案者の。

○若山副委員長 発言全てを取り下げるとのことです。

○平松委員長 全部ですか。

○若山副委員長 はい。

○平松委員長 再び暫時休憩します。

午前11時13分 休憩

午前11時26分 再開

○平松委員長 休憩前に続いて、再開をいたします。

議事進行について討論をしてみました。が、若山副委員長から令和3年度の七飯町の一

般会計歳入歳出決算認定についての不認定の発言全部を取り消したいという申出がありました。

これを皆さん方、可としますか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 それでは、決算認定のときの反対の討論は全て削除という扱いで進めたいと思います。

それでは、引き続き、本日の会議を進めたいと思います。

本日は、これまで行ってきました令和3年度決算審査について、お手元に配付のとおり、当委員会の報告書案ができておりますので、報告書案について提案いたします。

報告書案については、事務局で読み上げて提案といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 御異議なしと認めます。

それでは、事務局のほうでお願いいたします。

事務局長。

○広部議会事務局長 それでは、読み上げます。

委員会報告第7号、令和3年度決算審査特別委員会報告書。

令和4年9月8日第3回定例会における議決に基づき、当委員会に付託された令和3年度七飯町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算並びに公営企業会計決算について、審査した結果を下記のとおり報告する。

令和4年9月20日。

七飯町議会議長木下敏様。

令和3年度決算審査特別委員会委員長平松俊一。
記。

1、事件名。

(1) 認定第1号令和3年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について。

(2) 認定第2号令和3年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

(3) 認定第3号令和3年度七飯町後期高齢者

医療特別会計歳入歳出決算認定について。

(4) 認定第4号令和3年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

(5) 認定第5号令和3年度七飯町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について。

(6) 認定第6号令和3年度七飯町水道事業会計決算認定について。

(7) 認定第7号令和3年度七飯町下水道事業会計決算認定について。

2、審査の経過。

令和4年9月8日、9日、12日、13日、14日、16日、20日の7日間、委員会を開催した。

審査に当たっては、町長から提出された決算書及び決算に関する関係書類、証書類のほか、当委員会が要求した資料等を基に、町長、副町長、教育長、担当課長、センター長、局長の出席を求め、委員会を行った。

3、審査の総括。

令和3年度の一般会計、特別会計、公営企業会計の決算審査に当たり、詳細かつ慎重に審査を行った結果、全会計において認定すべきものと決定した。

町長への総括質疑においては、①小さな流用が多く、事務的なミスが多かったがそれに対する考えは。

②道の駅の公募案件に納付金まで記載する必要があるのか。企業努力によって利益を出しているにもかかわらず、町が納付させるというのはおかしくないか。

③企業版ふるさと納税について、町の事業の落札業者が寄附していることについての考えは。

④町有地の売却時には必ず公募するようにすべきではないか。

⑤アップル温泉のポンプについて、利用負担の考え方を考えるべきではないか。

⑥安全衛生委員会について、産業医を参加させるべきではないか。

という質疑に対し、①今回の予算の流用については、決算審査特別委員会で御指摘があったとおり、小さな流用が積み上がり、結果的に大きな金額を流用しているものなど、事務の執行方法に不手際があったことについては、担当課長からもおわびがあったとおり反省すべき点であると認識しております。

また、予算の流用の根拠については、地方自治法第220条第2項において、「歳出予算の各項の経費の金額は、予算の執行上必要がある場合に限り、予算の定めるところにより、これを流用することができる」とあり、同じく、七飯町財務会計規則第17条には「予算に定める歳出予算の各項、もしくは目の流用、または歳出予算の事業項目の大事業、もしくは細事業、もしくは節間の流用を必要とする場合には、予算流用票により町長の裁決を受けなければならない」と規定されており、これまでも細心の注意を払いながら業務の執行上やむを得ない場合に限り、この流用を認めているものでございます。

このたび、御審議いただきました令和3年度決算審査特別委員会への要求資料で提出いたしました「予算流用5万円以上」の調書において、全部で17件の流用がございました。その中において、特定の課において多数の流用があったこと、また、その原因が決算見込みの把握誤りにより、事務的なミスという点は御指摘のとおりと考えております。

委員会の中で挙げられておりました「チェック機能が十分ではない」との御指摘を踏まえ、令和4年度の補正予算の提案時や決算見込みの整理段階において、これまで以上に、担当課長、担当係長の二重チェック機能を徹底し、さらに、町民の皆様の大切な税金を扱っているということを再認識させるためにも、私から職員へ注意喚起を図ってまいりたいと考えております。

②道の駅なないろ・ななえの指定管理につきましても、清掃や除雪、光熱水費など、道の駅を最低限運用するために必要な維持管理業務と民間の創意工夫により様々なサービスを提供する自主事業の大きく二つに分けられます。

このうち、維持管理業務に関する経費を町が指定管理料として支払うものとして、維持管理費を指定管理者の努力により圧縮できた部分は、ほかの指定管理施設と同様、精算しないこととしており、この点は従前のおりとなっております。

もう一つの自主事業につきましては、指定管理者が創意工夫により実施する事業により利益を上げていただきますとともに、町が直営で運営するよりも利用者へのサービスが充実することを期待しているところです。

御質問のとおり、企業努力によって利益を出していることについて、町が過度に納付を要求することは慎むべきと考えます。その上で、令和3年度は指定管理者から「自主事業の収益のうち一定割合を寄附することとし、近い将来には指定管理料ゼロと同様の効果を目指します」と提案があったところです。

町としましても、指定管理者の提案を受け、令和4年度の公募要領の規定を見直し、寄附金を納付金と修正し、納付額を指定管理者に提案してもらい、選定の際の評価指標とすることといたしました。ただし、これで完璧とは考えてなく、今後も指定管理者制度のよりよい活用のため創意工夫を重ねてまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

③企業版ふるさと納税も含めて、七飯町のまちづくりに対して数多くの企業から、金品、物品等の御寄附をいただいているところでございます。七飯町といたしましては、これらの御厚意を今後のまちづくりにしっかりと生かしてまいりたいと考えているところでございます。

なお、企業版ふるさと納税制度に関しましては、特に誤解を受けやすい制度でもございますので、地域再生法施行規則など関係法令を遵守し、職員倫理・コンプライアンスの徹底に努めてまいります。

④今回、令和3年度において、町が町有地を売却した件数は3件であり、その処分方法については、いずれも「随意契約」の手続により売払いを進めたことを決算審査特別委員会で担当課長より答弁してございます。

町が町有地の売払いをするに当たっては、基本的には一般競争入札の方法により広く公募し、あらかじめ入札を有効とする最低売払価格を公表して行うことを町の要綱である「七飯町普通財産の売払に関する取扱要綱」に定めております。

これまでも、普通財産である町有地の売払いについては、この要綱にのっとり売払い事務を進めておりますが、一方でこの要綱には、一般競争入札によらないで随意契約により売払いをすることができるものも規定しており、令和3年度の町有地の売払いについては、この要綱に定める「随意契約」ができる項目を適用して売払いが行われたものであります。

随意契約により売払いをすることができる項目として、この要綱には全部で8項目を規定しており、財政課が売払いをした土地については、第1号要件の「売払予定価格が30万円を超えないとき」及び第6号要件の「七飯町契約規則運用方針に定める特別の縁故者があるとき」の項目を適用し、土木課が売払いをした土地については、条例（財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例）及び要綱第3号要件の「公共用、公用または公益事業の用に供するため必要な物件を直接、公共団体または事業者に売り払うとき」の項目を適用して今回は国に売払いをし、教育総務課が売払いをした土地については、第6号要件の「七飯町契約規則運用方針に定める特別の縁故者があるとき」を適用して売払いを進めた町有地であります。

今回、総括質疑で「町有地の売却時には必ず公募するようにするべきではないか」と御質問を受けましたが、町としましては、基本的には公募による一般競争入札により売払いをすることを原則として事務を進めておりますので御理解願います。

⑤アップル温泉のポンプについては、デイサービスセンター、養護老人ホームの3施設で利用しており、平成26年4月1日締結の「温泉泉源ポンプ電気料負担割合に関する協定」により、デイサービスセンター、養護老人ホームの2施設が温泉ポンプの電気料を全額負担し、町は温泉ポンプ電気料以外の泉源の維持管理に係る費用を負担するものとなっております。

ただし、泉源が枯渇するおそれがあるなど重要な事態が発生した場合は、3者においてその費用の負担を協議するものとなっておりますので御理解願います。

⑥安全衛生委員会の開催に当たりましては、昨年開催の「令和2年度決算審査特別委員会」において御指摘をいただき、その後、令和3年度の途中からとなる11月から委員会を開催し、事務改善に努めてきたところでございます。

産業医は、労働安全衛生規則第23条に規定するとおり、安全衛生委員会に対して労働者の健康を確保する観点から必要な調査審議を求めることができるとしております。労働安全衛生法に規定するとおり、専門的な知見をお持ちである産業医を委員として意見をいただくことは基本としております。

現在、産業医を委員として指名してはいますが、いざだく御意見は職場環境をよりよいものにする上でも重要であることから、御協力をいただけるよう努めるとともに、法令遵守を基本とし、引き続き職員団体の意見も尊重しながら職場環境を整え、町民へよりよい行政サービスを提供するように努めてまいりますと回答があった。

以下、会計ごとの審査結果については、次のとおりである。

4、審査の結果。

(1) 認定第1号令和3年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について。

決定、認定。

概要及び理由。

一般会計の歳入歳出決算は、次表のとおりである。

表は記載のとおりです。

令和3年度の一般会計歳入歳出決算は、歳入総額139億5,453万7,763円で、前年度と比較し、国庫補助金（特別定額給付金給付事業補助金）の皆減により、全体で16億5,557万4,997円減少している。町財政の根幹をなす町税の収入済額は30億1,338万5,156円と個人町民税、法人町民税、たばこ税などの増加により、前年度より5,532万2,876円増加している。

歳出総額は135億4,909万3,934円で、前年度と比較して、総務費（特別定額給付

金事業費）の皆減により、全体で19億9,610万9,271円減少している。

歳入歳出差引額は4億544万3,829円で、翌年度へ繰越すべき財源2,647万4,000円を差し引いた実質収支額は3億7,896万9,829円の黒字である。

なお、当年度の実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は3億2,558万2,274円の黒字となり、これに財政調整基金への積立金3億9,800万円、町債の繰上償還金1億3,948万円を加えた実質単年度収支額は8億6,306万2,274円の黒字となり、令和2年度まで6年間続いた実質単年度収支額の赤字が解消され、翌年度繰越額を除いた執行率は98.0%と、ほぼ予算どおりに執行されたと認められる。

以上、本会計については、起立採決をした結果、賛成13名、反対2名により認定すべきものと決定した。

(2) 認定第2号令和3年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、認定。

概要及び理由。

国民健康保険特別会計の歳入歳出決算は、次表のとおりである。

表は記載のとおりです。

本年度の歳入総額は34億3,269万854円、歳出総額は33億5,197万8,005円で、実質収支額は8,071万2,849円の黒字であり、当年度の実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は241万5,429円の赤字となったが、前年度に比べ8,982万2,559円増加の9,609万3,000円の国民健康保険財政調整基金への積立てを行い、基金残高は1億236万3,441円となっており、今後の財政不安に備えた運営が図られている。

以上のことを踏まえ、本会計は、実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

(3) 認定第3号令和3年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、認定。

概要及び理由。

後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算は、次表のとおりである。

表は記載のとおりです。

本会計の歳入総額は4億5,281万421円、歳出総額は4億4,558万7,624円で、実質収支額は722万2,797円の黒字となっている。

本会計は、実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

(4) 認定第4号令和3年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、認定。

概要及び理由。

介護保険特別会計（保険事業勘定）の歳入歳出決算は、次表のとおりである。

表は記載のとおりです。

本会計の歳入総額は29億3,678万4,588円、歳出総額は28億7,592万872円で、実質収支額は6,086万3,716円の黒字となっている。

次に、介護サービス事業勘定については、歳入歳出同額の1,162万9,040円となっており、歳入は介護予防サービス計画費収入で、歳出は保険事業勘定繰出金である。

本会計は、実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

(5) 認定第5号令和3年度七飯町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、認定。

概要及び理由。

土地造成事業特別会計の歳入歳出決算は、次表のとおりである。

表は記載のとおりです。

本会計については、歳入歳出同額の155万4,366円となっており、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員

一致で認定すべきものと決定した。

なお、繰出金は、一般会計歳入で繰り入れられ、土地造成事業特別会計は、令和4年3月31日をもって廃止された。

(6) 認定第6号令和3年度七飯町水道事業会計決算認定について。

決定、認定。

概要及び理由。

総収入4億8,493万6,836円で228万2,114円の減少、総費用4億2,167万8,952円で577万914円の減少、差し引き当年度純利益は6,325万7,884円となり、前年度繰越利益剰余金7,492万6,335円を加えた当年度未処分利益剰余金は1億3,818万4,219円で、黒字決算となった。

当年度未処分利益剰余金1億3,818万4,219円から令和4年度に減債積立金3,000万円、建設改良積立金4,000万円を積み立てした処分後の繰越利益剰余金は6,818万4,219円としている。

以上、本会計については、適正な予算執行が行われていると判断され、適切な施設整備及び維持管理を行っており、充実した安全な水の供給を図り、住民サービスの向上と健全な企業会計の運営が図られていることから、全員一致で認定すべきものと決定した。

(7) 認定第7号令和3年度七飯町下水道事業会計決算認定について。

決定、認定。

概要及び理由。

総収益6億9,576万7,125円で2,557万2,891円の減少、総費用6億9,511万7,278円で519万1,397円の増加、差し引き当年度純利益は64万9,847円となり、前年度繰越利益剰余金2,941万4,135円を加えた当年度未処分利益剰余金は3,006万3,982円で黒字決算となった。

当年度未処分利益剰余金3,006万3,982円から令和4年度に減債積立金200万円を積み立てした処分後の繰越利益剰余金は2,806万3,982円としている。

以上、本会計については、令和2年度から地

方公営企業法が適用され、適切な予算執行が行われていると判断されることから、全員一致で認定すべきものと決定した。

報告書の案は、以上でございます。

○平松委員長 御苦労さまでした。

ただいま、事務局のほうで報告書案について読み上げ提案させていただきましたが、加除、修正はありませんでしょうか。

田村委員。

○田村委員 3ページの、②の下のほうなのですが、「御質問のとおり」とありますね。その中で「企業努力によって利益を出していることについて」、その後「町が過度に納付を要求することは慎むべきと考えます」。裏を返すと、要求をしていたということになると思うのです、私の捉え方では、慎むべきだということですから。この表現が町としていいのかどうか、まず。

それから、その下なのですが、③の上から4行目の「寄附金を納付金と修正し」というところなのですが、最後のほうに「選定の際の評価指標とする」。この評価指標が3年に1回更新なのですが、指定管理は。そうすると、新規参加者が自主事業の収益のうち一定割合を寄附する、その寄附を納付金に変えて、最終的には指定管理料ゼロと同様の効果を目指しますよという提案をして、町はそれを受けたというのです。そして納付金を指定管理者に提案してもらって、選定の際の評価指標といたしました。

こうなりますと、私の感覚からいきますと、3年に一回の更新時の新規参加者が、非常に不利益になるのではないかと私は思うのです。そういう意味では、やはり選定の際の評価指標を削除か、表現を変えていただくか、そういうふうにはしていただきたい。この2点です。

過度もちょっと問題あるのですが、「町が過度に納付を要求することは慎むべき」という文言と、今言った「納付額を指定管理者に提案してもらい選定の際の評価指標とすることといたしました」。こうなると新規参加者の参加が非常に困難になるだろうというふうには私は考えますので、この2点の修正をお願いしたいなと思います。

○平松委員長 ほかにありませんか。

田村委員からの指摘、2か所ありましたが、この点だけについて協議すればいいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 それでは、ほかにないものとしませんが、事務局はこれをどういう文章に直せそうですか。

暫時休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後0時02分 再開

○平松委員長 休憩前に引き続いて、再開をいたします。

田村委員のほうから意見が出ましたが、このことを加筆修正する必要があると判断する委員の方はいらっしゃいますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 いないですね。それでは、この意見は取り下げていただきます。

修正の意見がありましたが、報告書を修正することに至らないという判断で、令和3年度の決算審査報告書については、承認されたものとし、9月22日に開催されます第3回定例会最終日に委員会報告をいたします。

お諮りいたします。

以上で、本委員会の審査を全て終了したものと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 御異議なしと認めます。

本日の委員会は、これで終了させていただきます。

長期間にわたり、大変御苦労さまでした。

午後0時03分 閉会

